

本号で公布された条例のあらまし

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業施行規程を廃止する条例（埼玉県条例第三十七号）（市街地整備課）

一 趣旨

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業が完了したため、この事業の施行規程を廃止するもの

二 内容

上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業は、昭和六十一年度から県施行により事業を開始したものである。

令和二年一月に清算金が完納されたことにより、すべての事業が終了したため、施行規程を廃止する。

三 施行期日

公布の日から施行する。